総会議事録

- 1. 開催日時 平成29年6月8日(木) 午前9時28分
- 2. 開催場所 瀬戸内市役所 2階 大会議室
- 3. 農業委員 27名中24名出席し、その氏名は次のとおり

2番 太 田 3番 松 本 英 樹 4番尾上昭則 修 5番 小 西 勝 正 7番 大 河 原 6番 髙 原 敏 正 誠 9番 片 8番 大 森 一 廣 畄 一 矢 10番 木 下 泉 12番 太田一己 13番 川 野 実 重 14番 河 﨑 繁 15番 雪上 勲 16番 古 澤 直通 17番 髙 原 峯 夫 18番 大 森 茂 利 19番 藤 澤 美芳 20番 長 船 裕 一 21番 永 守 修 一 23番 上 村 善 亮 24番 石 黒 五月 25番 大 内 美智子 26番 原 野 健 一 27番 石 原 芳 高

欠席委員

1番國固道夫1 1番宇津木利正2 2番久山英之

4. 議事に参与した者

事務局長 小林 裕治 事務局 島 宏彰 事務局 久山 貴史 事務局 大原 康岐

5. 議事内容

第1号議案 農地法第3条許可申請について 第2号議案 農地法第5条許可申請について 第3号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について (利用権設定)

その他

事務局 開会を宣言する(午前9時28分)

定刻より少し早いですが、委員の皆さまが揃ったようなので、平成 29年度瀬戸内市農業委員会、第3回の総会を始めさせていただき ます。まず、はじめに木下会長よりごあいさつを申し上げます。

議長(会長) おはようございます。いよいよ田植えの方も始まってきたようで、 皆さんには、大変農作業がお忙しい時期に出席ありがとうございま す。本日も10件程度の申請が提出されておりますので、ご審議の 程、よろしくお願いします。

事務局長 ありがとうございました。ただいま出席委員数は定数27名のうち24名ということで、瀬戸内市農業委員会総会議事規則第7条により、この総会が成立していることをご報告いたします。なお、1番・國岡委員、11番・宇津木委員、22番・久山委員からは欠席の届出が出ていることを申し添えます。以降の議事の進行につきましては木下会長よろしくお願いします。

議 長 それでは、本日の議事録署名委員さんを指名させて頂きます。本日 の署名委員さんに16番・古澤委員、17番・髙原委員、よろしく お願いします。

早速議題の方に入らせて頂きます。最初に、第1号議案、農地法第 3条許可申請について、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、本日の議案の説明に入らせて頂きます。座って説明させて頂きます。

議案資料の1頁目をご覧ください。農地法第3条許可申請について でございます。

【1番案件】

譲受人「牛窓町鹿忍■■ ■■ ■■ ■■」。譲渡人「愛知県豊明市二村台■■ ■■ ■■」。農地の所在地は「牛窓町鹿忍■■」。登記地目、現況地目はいずれも「田」。面積は1,089 ㎡。譲受人の農地までの距離は300m。耕作面積は47,183 ㎡となっております。家族数、耕作者数はいずれも2名。取得の理由は「贈与」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■■となっております。第2項第1号について、譲受人の「■■ ■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当 該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、申請地は譲渡人が遠方にお住まいであり、これまでも譲受人の「■■ ■■」さんが管理してきた農地であり、今後も同様に耕作を行うことから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の松本委員さんで現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済です。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、 許可要件の全てを満たしていると考えます。

【2番案件】

譲受人「邑久町下山田■■ ■■ ■■ ■■」。譲渡人「邑 久町福山■■ ■■ ■■ ■■」。農地の所在地は「邑久町 下山田■■」。登記地目、現況地目はいずれも「田」。面積は 618 ㎡。 「邑久町下山田■■」。登記地目、現況地目はいずれも「畑」。面積 は 279 ㎡。譲受人の農地までの距離は 500 m。耕作面積は 97, 139 ㎡ です。家族数は 3 名、うち耕作者数は 2 名。取得の理由は「増反」に よるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有 権移転によるもので 10aあたり■■となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■ ■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、 農作業に従事する家族の状況等から、耕作の事業に供すべき農地の 全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当 該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、申請地はこれまで休耕地となっておりましたが、譲渡人の「■■ ■■」さんが農地として復旧し、譲受人の

「■■ ■■」さんが畑として耕作を行う予定としていることから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の宇津木委員さんとで現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済です。

【3番案件】

譲受人「邑久町福谷■■ ■■ ■■ ■■」。譲渡人「邑久町下笠加■■ ■■ ■■ ■■」。農地の所在地は「邑久町下笠加■■」。登記地目、現況地目はいずれも「田」。面積は1,072 ㎡。譲受人の農地までの距離は2,000m。耕作面積は6,065 ㎡です。家族数、耕作者はいずれも1名。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■■となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■ ■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、農作業に従事する家族の状況等から、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当 該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、申請地はこれまで譲受人の「■■ ■■」 さんが「田」として耕作しており、譲受人の「■■ ■■」さんも今後も同様に田として耕作を行うことから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の太田委員さんとで現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済です。以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

【4番案件】

譲受人「長船町服部■■ ■■ ■■ ■■」。譲渡人「長船町土師■■ ■■ ■■ ■■」。農地の所在地は「長船町土

師■■」。登記地目、現況地目はいずれも「田」。面積は 2,710 ㎡。「長船町土師 9 0 8 − 1」。登記地目、現況地目はいずれも「田」。面積は 616 ㎡。「長船町土師■■」。登記地目、現況地目はいずれも「田」。面積は 343 ㎡。譲受人の農地までの距離は 800 m。耕作面積は 21,413.3 ㎡です。家族数、耕作者はいずれも 2 名。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので 10aあたり■■となっております。第 2 項第 1 号について、譲受人の「■■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、農作業に従事する家族の状況等から、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。 第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当 該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、申請地はこれまで譲受人の「■■ ■■」 さんが「田」として耕作しており、譲受人の「■■ ■■」 さんも今後も同様に田として耕作を行うことから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の大森委員さんとで現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済です。以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

【5番案件】

譲受人「長船町服部■■■■■■■■」。譲渡人「長船町服部■■■■■■■」。農地の所在地は「長船町服部■■」。登記地目、現況地目はいずれも「田」。面積は1,235 ㎡。譲受人の農地までの距離は100m。耕作面積は5,318 ㎡です。家族数は3名、うち耕作者は1名。取得の理由は「贈与」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■■となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■ ■■」さんは、経営農地 を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、 農作業に従事する家族の状況等から、耕作の事業に供すべき農地の 全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、譲渡人と譲受人は親子関係にあり、譲受人の「■■ ■■」さんも同様に田として耕作を行うことから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の長船委員さんとで現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済です。以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

議 長 はい、ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員さんのご意見を伺いたいと思います。担当委員さん、3番・松本委員さん、お願いします。

以上、事務局からの説明を終わります。

3 番 委 員 それでは1番案件について、ご説明させていただきます。現在の所有者の■■さんは愛知県にお住まいで、現在も農地の管理は■■さんがされているようです。■■さんは今後も瀬戸内市に帰ってくる予定もないことから、■■さんへ譲渡することとなったようです。特に問題はないと思いますが、よろしくご審議の程、お願いします。

議 長 はい、ありがとうございました。続いての2番案件について、担当 委員は欠席なので、代わりに事務局、お願いします。

事務局 2番案件につきましては、担当委員が欠席のため、事務局より説明させていただきます。譲渡人の■■さんは平成27年に申請地を相続により取得しましたが、耕作をしていない状況にあったそうです。譲受人は申請地の隣地や周辺に農地を所有していることから、売買の話となったそうで、当面はどちらの農地も畑として利用する予定と聞いています。譲受人は認定農業者であり、営農に十分な能力を保有しており、耕作放棄地となっていた申請地も現在、譲渡人が農地として復旧しているようで、担当委員からも特に問題はないと聞いております。よろしくご審議の程、お願いします。

- 議 長 はい、ありがとうございました。続いての3番案件について、12 番・太田委員さん、お願いします。
- 12番委員 12番の太田でございます。本件については、譲受人の■■さんは布団の丸洗いを行う会社を経営やNPO法人の運営をしながら、農業を行っている方です。この度、NPO法人に食事用の米が必要となることから、農地を取得することとなったようです。特に排水等の問題もないと聞いており、特に問題ないと思われますので、よろしくお願いします。
- 議 長 はい、ありがとうございました。続いての4番案件について、18 番・大森委員さん、お願いします。
- 18 番 委 員 18番・大森です。この4番案件ですが、譲渡人の■■さんは高齢で、 後継者もいないことから、利用権設定により貸付けていた状況にあり ます。今後も所有していくことは難しいことから、■■さんへの譲渡 という話になったようです。特に問題ありませんので、よろしくお願 いします。
- 議 長 はい、ありがとうございました。続いての5番案件について、20 番・長船委員さん、お願いします。
- 20番委員 長船です。■■さんと■■さんは親子関係であり、高齢になってきた ので生前贈与する話になったようです。世帯内での話でございますか ら、特に問題ありません。よろしくお願いします。
- 議 長 はい、ありがとうございました。何かご意見、ご質問がありました らお願いします。

(意見なし)

議 長 ご意見ないようですので、採決に入らせていただきます。 ただ今の第1号議案農地法第3条許可申請について、許可に賛成の 方、挙手願います。

(賛成者挙手)

- 議 長 はい、全員賛成ということで、許可を決定させて頂きます。 続きまして第2号議案、農地法第4条許可申請について、事務局の 説明をお願いします。
- 事 務 局 それでは第2号議案、農地法第5条許可申請についてご説明いたします。議案資料2頁目をご覧ください。

【1番案件】

譲受人「牛窓町牛窓■■ ■■ ■■」。譲渡人「牛窓町長 浜■■ ■■ ■■」。土地の所在地は「牛窓町牛窓■■」。 地目は「畑」。面積は 205 ㎡。転用目的は「宅地拡張」。施設の概 要は「車庫兼物置 49.68 ㎡」農地区分は第3種農地で 10a あたり の収量は普通畑となっております。資金は、自己資金が70万円で

す。隣地への被害はありません。なお所有権移転するもので 10a あたり無償となっております。また、農用地区域外農地です。場所につきましては、資料4ページをご覧ください。牛窓支所から南西に約250mのところに位置しております。

【2番案件】

譲受人「岡山市東区中尾■■ ■■ ■■」。譲渡人「大阪府泉佐野市上町■■ ■■ ■■」。土地の所在地は「邑久町下笠加■■」。地目は「田」。面積は137 ㎡。転用目的は「自己住宅」。施設の概要は「木造平屋建 1棟 150.50 ㎡」農地区分は第2種農地で10aあたりの収量は米420 kgとなっております。資金は、自己資金が■■、借入金が■■です。隣地への被害はありません。なお所有権移転するもので10aあたり■■となっております。また、農用地区域外農地です。場所につきましては、資料5ページをご覧ください。学芸館グラウンドから西に約150mのところに位置しております。

【3番案件】

譲受人「長船町磯上3343番地1 建設業 有限会社今吉工務店代表取締役 今吉 利幸」。譲渡人「長船町磯上■■ ■■ ■■ ■■」。土地の所在地は「長船町磯上■■」。地目は「田」。面積は727㎡。転用目的は「資材置場」。施設の概要は「車庫兼倉庫1棟 120㎡」「露天資材置場 607㎡」農地区分は第1種農地で10aあたりの収量は米420㎏となっております。資金は、借入金が■■です。隣地への被害はありません。なお所有権移転するもので10aあたり■■となっております。また、農用地区域外農地です。場所につきましては、資料6ページをご覧ください。山田公会堂から南西に約250mのところに位置しております。

【4番案件】

譲受人「岡山市南区藤田■■ ■■ ■■」。譲渡人「長船町福岡■■ ■■ ■■」。土地の所在地は「長船町福岡■■」。地目は「畑」。面積は80㎡。転用目的は「自己住宅」。施設の概要は「木造平屋建 1棟 73.69㎡」農地区分は第2種農地で10aあたりの収量は普通畑となっております。資金は、借入金が■■です。隣地への被害はありません。なお所有権移転するもので10aあたり■■となっております。また、農用地区域外農地です。場所につきましては、資料7ページをご覧ください。すくすく岡山東店から北に約200mのところに位置しております。

以上、事務局からの説明を終わります。

- 議 長 はい、それでは続きまして、担当委員さんのご意見をお願いしたい と思います。1番案件の担当委員さん、2番・太田委員さん、お願 いいたします。
- 2 番 委 員 この案件の■■さんは親子関係で自宅裏の土地を納屋や車庫にしたい ということで、近所の方も含めて立会をしてきました。隣地・排水等 にも問題はありませんでした。よろしくお願いします。
- 議 長 はい、ありがとうございました。続いての2番案件について、12 番・太田委員さん、お願いします。
- 12番委員 2番案件について、ご説明いたします。譲渡人は大阪に住んでおり、 当該申請地は相続を受けて取得したものです。譲受人は現在、親子3 人でコーポに住んでおり、手狭になってきたことから新築を決断され ました。申請地は隣地の宅地部分と一体的に整備するもので、庭や家 庭菜園の土地にする予定だそうです。排水等についても了解を得てお り、特に問題はないと思われますので、よろしくご審議の程、お願い します。
- 議 長 はい、ありがとうございました。続いての3番案件について、17 番・髙原委員さん、お願いします。
- 17番委員 この件は、譲受人の今吉工務店が事業拡大に伴って、車両や重機の置場が増えて所有地では狭くまっており、資材を置く場所も足りていない状況にあったため、土地を探したところ、譲渡人が高齢のため耕作をやめている状況にあったため、隣地の農地を取得して、倉庫と資材置場を整備する計画となったそうです。特に問題はありませんので、よろしくお願いします。
- 議 長 はい、ありがとうございました。続いての4番案件について、19 番・藤澤委員さん、お願いします。
- 19番委員 19番・藤澤です。■■さんは家の前に畑をもっていたんですが、隣地の宅地に家を建てるにあたって面積が足りないことで売買の話になったようです。特に問題はないので、よろしくお願いします。
- 議 長 はい、ありがとうございました。ただいまの第2号議案につきまして何かご意見、ご質問ありましたらお願いいたします。

(意見なし)

はい、ご意見ないようですので、採決に入らせて頂きます。 第2号議案農地法第5条許可申請について、許可に賛成の方は挙手 をお願いします。

(賛成者举手)

はい、全員賛成ということで、許可を決定いたします。続きまして 第3号議案、農業経営基盤強化促進法による農地利用集積計画につ いて(利用権設定)ということで、事務局の説明をお願いします。

- 事 務 局 それでは第3号議案農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積 計画についてご説明いたします。議案資料3頁目をご覧ください。 【第3号議案農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画を議 案書をもとに朗読】
- 議 長 はい、ただ今の第3号議案につきまして何かご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。 (意見なし)
- 議 長 ご意見ないようですので、第3号議案につきまして、承認とさせて 頂きます。 それでは最後のその他の項目に入らせて頂きます。事務局の方お願 いします。
- 事務局 次回は、6月8日木曜日の午前9時30分から、瀬戸内市役所大会 議室にて開催の予定といたしております。また、今後の予定を申し 上げますと、7月7日金曜日に開催予定となっております。事務局 からは以上です。
- 議 長 それではご意見もないようですので、これをもちまして、平成29 年度5月の総会を閉会とさせて頂きます。 ありがとうございました。

(午前10時10分 閉会)

上記議事録を作成し、その相違ないことを証するためここに署名押 印する。

平成29年 6月 8日

議 長

署名委員

署名委員